2018年12月26日

各　　位

会　社　名　株式会社ムゲンエステート
代 表 者 名　代表取締役社長　　藤田　進一
（ コード番号：3299　 東証第一部 ）
問 合 せ 先　取締役管理本部長　大久保　明
（ TEL.　03-5623-7442 ）

消費税の課税売上割合に準ずる割合の承認に伴う 仕入控除税額の計算方法の一部変更について

当社は、2017 年７月 31 日付け「東京国税局からの更正通知書の受領について」に記載のとおり、2013 年 12 月期ないし 2015 年 12 月期の各課税期間（以下「本件各課税期間」といいます。）について消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の更正処分及び加算税の賦課決定処分（以下「本件更正処分等」といいます。）を受け、その後、同年 12 月 27 日、東京地方裁判所に対し、本件更正処分等の取消しを求める訴訟（以下「本件取消訴訟」といいます。）を提起しましたが、同訴訟において当社の請求が認められない場合に備え、2018 年 11 月 19 日、日本橋税務署長に対し、「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請」を行ったところ、本日、同署長より、同申請を承認する旨の通知書を受領しました。これに伴い、2018 年 12 月期以降の消費税の仕入控除税額の計算においては、課税売上割合に代えて、今般承認を受けた算定方法により算定される課税売上割合に準ずる割合を適用することとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本件更正処分等の経緯

当社は、課税期間の課税標準額（消費税法 28 条）に対する消費税額から控除する仕入控除税額の計算に当たり個別対応方式（同法 30 条２項）を採用していますが、同方式では、消費税の課税対象である「課税資産の譲渡等」（同法２条１項９号）のためにのみ必要な課税仕入れ（以下「課税売上対応課税仕入れ」といいます。）に係る消費税額についてはその全額を控除できるのに対し、「課税資産の譲渡等」と「課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等」に共通して要する課税仕入れ（以下「共通課税仕入れ」といいます。）に係る消費税額についてはその一部（その事業者の課税売上割合を乗じて計算した額）しか控除できません。なお、課税売上割合とは、大まかにいうと、事業者の課税期間の総売上高に占める課税売上高の割合をいいます（同法 30 条６項）。

当社では、従前、販売用建物の仕入れは、全て同建物の販売（課税資産の譲渡等）のためにのみ必要な課税売上対応課税仕入れであるとして、その仕入れに係る消費税額を全額控除していましたが、東京国税局（以下「当局」といいます。）は、販売用建物のうち、消費税非課税の住宅の賃貸による収入が

発生する販売用建物の仕入れ（以下「本件課税仕入れ」といいます。）は同建物の販売（課税資産の譲渡等）のみならず、住宅の賃貸（課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等）のためにも必要な共通課税仕入れであると認定し、その仕入れに係る消費税額についてはその一部（当社の課税売上割合を乗じて計算した額）しか控除できず、控除できない消費税額及びこれに係る地方消費税額を追加納付すべきであるとして本件更正処分等を行いました。

2．「課税売上割合に準ずる割合」について

前記１記載のとおり、仕入税額控除における個別対応方式では、共通課税仕入れに係る消費税額については課税売上割合を乗じて計算した額しか控除できないのが原則ですが、消費税法は、課税売上割合により仕入控除税額を計算する場合に比して他の割合により仕入控除税額を計算する方がより合理的と認められる場合には、所轄の税務署長の承認等の所定の要件を充足することを条件に、当該他の割合を「課税売上割合に準ずる割合」として、課税売上割合に代えて使用することを認めています（消費税法 30 条３項）。なお、課税売上割合に準ずる割合は、承認を受けた日の属する課税期間以後の課税期間において適用されるものです。

当社は、2016 年９月頃より開始された税務調査において当局より本件課税仕入れは共通課税仕入れであるとの指摘を受け、本件各課税期間の消費税等につき更正処分を受ける可能性が生じたことから、当該指摘については争うものの、仮に本件課税仕入れが課税売上対応課税仕入れであるとの当社の主張が認められなかった場合の今後の税務申告に備え、同年 11 月 15 日、日本橋税務署長に対し、本件課税仕入れに係る仕入控除税額の計算に当たり適用すべき課税売上割合に準ずる割合の算定方法につき承認を申請しましたが、同申請は、消費税法 30 条３項の要件を充足しないとして却下されていました（以下、この却下処分を「本件却下処分」といいます。）。

3．本件取消訴訟等の状況

冒頭記載のとおり、当社は、2017 年 12 月 27 日、東京地方裁判所に対して本件取消訴訟を提起しておりますが、本件取消訴訟と併せて本件却下処分についても取消し等を求めて訴訟を提起しております。これらの訴訟は現在も係属中であり、当社は、本件更正処分等及び本件却下処分の取消し等を求め、引き続き当社の見解の合理性を主張していく予定です。

4．今般の課税売上割合に準ずる割合の申請の承認及びその影響について

当社は、2017 年１月 31 日付け「税務調査に伴う過年度消費税（特別損失）の見積り計上及び業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、前記３の各訴訟の結論が出るまでの間、2016 年 12 月期以降については当局の見解に従った会計・税務処理を行うこととしておりました。

他方で、当社は、前記３の各訴訟の状況及び外部の専門家との協議等を踏まえ、これらの訴訟において当社の請求が認められない場合に備え、2018 年 11 月 19 日、日本橋税務署長に対し、前記２記載の 2016 年に申請した課税売上割合に準ずる割合の算定方法とは異なる算定方法の承認を申請したところ、今般、同申請の承認を受けることができました。

これに伴い、2018 年 12 月期以降、消費税の仕入控除税額の計算においては課税売上割合に代えて、今般承認を受けた算定方法により算定される課税売上割合に準ずる割合を適用することとなりますが、

その結果、これまでの当局の見解に従った会計・税務処理を採用する場合に比して、当社が納付すべき消費税等の額は減少（還付を受ける場合には還付税額が増加）する見込みです。

なお、この仕入控除税額の計算方法の一部変更が今期以降の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、開示の必要が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

以　上